

平成25年白老町議会定例会9月会議会議録（第4号）

平成25年 9月20日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時02分

○議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 議案第 5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第 6号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 8号 北海度後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 7 議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 8 議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 9 議案第11号 財産の取得について

第10 報告第 6号 定期監査の結果報告について

報告第 7号 例月出納検査の結果報告について

第11 報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書（平成24年度対象）の提出について

第12 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

認定第 1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

(1)平成24年度白老町一般会計歳入歳出決算

(2)平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(3)平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(4)平成24年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

(5)平成24年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算

(6)平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算

(7)平成24年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算

(8)平成24年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

(9)平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算

(10)平成24年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第 1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出につ

- いて
- 報告第 2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 第13 発議第 3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第14 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第15 意見書案第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書(案)
- 第16 意見書案第11号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書(案)
- 第17 意見書案第12号 道州制に反対する意見書(案)
- 第18 委員会所管事務調査の報告について
(議会運営委員会)
(広報広聴常任委員会)
- 第19 諸般の報告
- 第20 休会の議決
-

○会議に付した事件

- 議案第 5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 北海度後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第11号 財産の取得について
- 報告第 6号 定期監査の結果報告について
- 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書(平成24年度対象)の提出について
特別委員会の審査結果報告について(決算審査特別委員会)
- 認定第 1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- (1)平成24年度白老町一般会計歳入歳出決算
- (2)平成24年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3)平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4)平成24年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5)平成24年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算

- (6)平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
(7)平成24年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算
(8)平成24年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
(9)平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
(10)平成24年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
認定第 2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について
認定第 3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
報告第 1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
報告第 2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
報告第 3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
発議第 3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
承認第 1号 議員の派遣承認について
意見書案第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書(案)
意見書案第11号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書(案)
意見書案第12号 道州制に反対する意見書(案)
委員会所管事務調査の報告について
(議会運営委員会)
(広報広聴常任委員会)
-

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田祐子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君 | 15番 山本浩平君 |
-

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 4番 大淵紀夫君 | 5番 松田謙吾君 |
| 7番 西田祐子君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君
副	町	白	崎	浩	司	君
教	育	古	俣	博	之	君
理	事	山	本	誠		君
総	合	岩	城	達	己	君
総	合	安	達	義	孝	君
総	合	高	橋	裕	明	君
総	務	本	間	勝	治	君
税	務	小	関	雄	司	君
町	民	南		光	男	君
生	活	竹	田	敏	雄	君
健	康	長	澤	敏	博	君
会	計	熊	倉	博	幸	君
教	育	五	十	嵐	省	蔵
病	院	野	宮	淳	史	君
消	防	前	田	登	志	和
監	査	岡		英	一	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	岡	村	幸	男	君
主		査		本	間	弘	樹	君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、4番、大淵紀夫議員、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営について協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。
議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第9号及び議案第10号の人事に係る議案、追加議案の件についてであります。町長の提案に係るものとして、人事案件2件の説明と財産の取得1件の追加議案の提出がありました。白崎副町長、本間総務課長からその概要についての説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎議案第 5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（山本浩平君） 日程第3、議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第5号でございます。白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年9月6日提出。白老町長。

続きまして、議案説明でございます。議5-5でございます。白老町税条例の一部改正について。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことから、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例 議案説明資料

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年6月12日公布）改正関係（平成25年9月6日提出、町税条例改正の主なもの）

1、個人住民税の公的年金からの特別徴収の見直し

公的年金からの仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とするもの。（第47条の2・第47条の5）

2、金融所得課税の一体化等に伴う、公社債等に係る課税方式の変更

一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税とすること。公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大する等。（附則第16条の3～第20条の2）

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第6号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第6号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年9月6日提出。白老町長。

続きまして、4ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことから、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議案第6号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 議案説明資料

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年6月12日公布）改正関係（平成25年9月6日提出、白老町国民健康保険税条例改正の主なもの）

1、金融所得課税の一体化等に伴う、公社債等に係る課税方式の変更。

一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等を分離課税とすること。公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲を拡大する等。（附則第3項～第12項）

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案第7号でございます。白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年9月6日提出。白老町長。

2ページをお開きください。議案説明です。石油貯蔵施設立地対策等交付金事業によって造成した基金の取り扱いについては、国における基本的な考え方として、基金の繰りかえ運用は認めないものとされており、本町においても繰りかえ運用は行っていないが、本条例に繰りかえ運用をすることができる旨の条項があり、当該条項を削除することが適正であることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部改正について

改正前	改正後
(繰替運用) 第5条 <u>町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u>	<u>削る。</u>
(処分) 第6条 略	(処分) 第5条 略

(委任) 第7条 略	(委任) 第6条 略
---------------	---------------

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。
 本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。
 「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
 これをもって質疑を終結いたします。
 これより討論に入ります。討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
 これをもって討論を終結いたします。
 採決いたします。
 議案第7号 白老町石油貯蔵施設立地対策等基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
 [挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。
 よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題に供します。
 提案の説明を求めます。
 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第8号でございます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成25年9月6日提出。白老町長。

次のページでございます。議案説明でございます。住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の3第3項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

改正前	改正後
別表第2（第19条関係） （1）～（3） 略 備考 1 略 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	別表第2（第19条関係） （1）～（3） 略 備考 1 略 2 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成25年9月20日提出。白老町長。

記の欄ですけれども、住所、白老郡白老町字萩野270番地17。氏名、玉井つや子。生年月日、昭和25年3月11日生まれ、63歳です。履歴については別紙のとおりで、2ページ以降です。2ページに履歴調書がございますが、本籍、現住所以下、朗読は省略させていただきますが、職歴の欄の平成17年6月に宅地建物取引主任者の取得ということで、現在は株式会社太陽不動産の代表取締役就任してございます。

次のページ、議案説明です。白老町固定資産評価審査委員会委員として玉井つや子氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

ちなみに、補足説明させていただきますが、固定資産評価審査委員会の業務ですけれども、固定資産課税台帳に登録された価格に対して、不服申し立てのあった場合に審査、決定するための委員会ということになっておりまして、委員につきましては、評価委員が私になっており、そのほか3名委員をお願いしてございます。そのうちの1名が今回9月30日で任期満了ということで、後任に、今回、更新して提案したいという内容でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第9号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 議案第10号でございます。白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年9月20日提出。白老町長。

記の欄ですが、住所、白老郡白老町字萩野338番地111。氏名、松本功。生年月日、昭和35年11月30日生まれ、52歳です。履歴については別紙のとおりということで、次のページですが、履歴調書。本籍、現住所は記載のとおりでございます。以下、学歴、職歴、公職歴、民間団体歴は記載のとおりでございますが、特に公職歴、白老町教育委員会委員は、今回、お願いする松本氏につきましては、平成17年10月から教育委員ということで、現在9月30日で任期満了ということですが、引き続きお願いするという内容でございます。

同様ですけれども、議案説明の欄を読ませていただきます。白老町教育委員会委員として、松本功氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるということでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第10号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第11号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第11号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第11号であります。財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成25年9月20日提出。白老町長。

- 1、取得する財産（物品）、品名、消防活動用防火服等。数量、47式。
- 2、取得予定金額、1,092万1,155円。
- 3、取得の目的、消防活動用防火服等の更新。
- 4、取得の方法、指名競争入札による購入。

次のページをお開きください。議案説明でございます。財産の取得について。

財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

次のページに概要を添付しております。概要につきましては、現在使用している防火服は平成10年、11年度に整備し、14年経過しており、消防活動により損傷、劣化が著しく、消防隊員の安全確保が困難な状況であります。また、平成23年5月に総務省消防庁から防火服のガイドラインが示され、消防活動時の装備品の安全基準が明確化されたことから、ガイドラインに準拠した防火服を整備するものであります。

防火服一式の内訳でございますが、防火服の上下、それから、防火帽、防火手袋、安全帯、それと、防火長靴となっております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。何点かお伺いしたいと思います。この今回の説明資料を見まして、ちょっと驚きました。防火服の耐用年数はわからないものですから、14年ももつものなのかなと思いつつ、質問したいと思います。

1点目は、消防の使命というのは町民の財産、命を守るということで、大変重いものがあると思うのですが、その反面、その責任を全うする職員の安心、安全というか、本当に命を守るためのこれは装備ですよ。そういったことでは、14年ということが長いか、短いかちょっとわからないのですが、耐用年数ということが、1つはガイドラインが示されたということなのですが、今までこのガイドラインというのはなかったのかどうかということ。

それともう1つ、消防として、この対応をどんなふうに、防具を見てかえどきとか、そういったものを判断するのか。その辺、どのように今までされてきたのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） まず、1点目でございますけれども、今までガイドラインがなかったかということでございます。また、耐用年数というふうな部分について定めはないのかということもございましたけれども、特に耐用年数につきましては定めがございません。その消防本部によりまして、結構、防火衣を使う頻度も多いところとか、少ないところとかということもございますので、あくまでもその劣化等により各消防本部で判断、例えば穴の空き具合ですとか、そういうようなことによって判断することになっております。今までは特にそういうふうなことでガイドラインはなかったのですけれども、記載のとおりでございますけれども、ことし、そういうようなものが明確にある程度されてきたということでございます。ただ、補助をいただいて防火衣を購入する年数というのは、概ねその耐用年数というのは大体8年ぐらい、8年以降になれば、その処分といいますか、してもいいというふうな概ねの年数は示されております。そういうことで、概ね8年とされておまして、うちのほうの安全対策はどのようにしていたかということでございますが、悪いものに関してはその都度、業者に修繕を行う等をして、今まで使用していたというふうな状況でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 大体8年、頻度によって変わるということですね。

もう1点。これは大事なことかなと思ったのですが、ガイドラインが初めてできたということなのですが、この備品というか、防火装置、それから、いろいろな火事、消火に使う備品がありますよね。そういったものを管理するというか、そのことでけがをしたりすることがないように管理する体制というのは、誰かちゃんときっと責任を持った方が、これはもう修理にださなければならないとか、そういったことの対応ができる用意というか、そういうことはいつもされていると思うのですが、責任を持つ方が誰かいらっしゃるのかどうかということが1点。

それから、今8年ぐらいとおっしゃいましたけど、帽子だとか、手袋だとか、長靴というのは、今回は一式そろえますけれども、これは消耗が激しいのではないかと。だから、物によって違うのかなというふうに思います。

それともう1点、今回は指名競争入札なのですが、この防火服というのは、保険は掛けられているのか。結局、防火服を着ていてもけがをしたときに、その防火服に保険みたいなものがあるって保証されるというものが、業者というのか、その防火服自体にあるのか、ないのか、その辺を伺ってみたいと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） まず、安全管理規程の関係ですけれども、消防本部には安全管理規程というものを設けておまして、責任者は署長が行うことになっておりますけれども、各当番といいますか、当直の当直隊長が毎日、資機材の点検、そういうふうなものの安全管理を行っております。

それから、物によってどうなのだというところでございますが、今回、一括購入させていただくわけですけれども、この中でやっぱり防火手袋とか防火長靴につきましては、どちらかといいますと、消耗品的な要素ですので、これにつきましてはその都度、金額的にもそんなに高くございませんので、購入することになります。

あと、保険といいますか、これにつきましては、消防活動を行っている中で、もし、そのような防火服などを着用しないで、けがをすとかそういうようなことになったら、公務災害認定が受けられないとか、そういうことはございますけれども、このような装備をしっかりして消防活動を行っている分に関しては、公務災害の適用になるということになると思います。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 23年に総務省の消防庁から防火服のガイドラインが示されたということなのですが、管理の体制のきちんとしたものはあるということなのですが、このガイドラインは国から示されたもので、先ほど消防長がおっしゃったように、その地域によっては消耗の度合いだとか、頻度によって変わるということですね。ですから、白老町なりのきちんとしたガイドラインみたいなものをつくる必要が出てくるかどうかかわからないのですが、もし、必要であれば、つくっておいたほうが、また違った形で点検しやすいのではないかと考えるのですが。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議員のおっしゃったとおり、こういうふうな消防庁からのガイドラインが示されておりますけれども、今説明したとおり、各消防によってもいろいろと違う部分がありますので、白老町消防の独自の部分ということで、そういうようなガイドラインといえますか、白老町としてのガイドラインを作成したいと思っております。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この消防のものなのですが、今回、財産の取得ということで指名競争入札、1つのガイドラインがあるということなのですが、今回、買われる装備品というのですか、一律なのか。それとも、いろいろなランクがあって、消防活動と言ってもいろいろあると思うのです。そういう中で、これを選ばれた基準というのかしら。そういうものがもし、あるのであれば教えていただきたいと思います。例えば、苫小牧の石油備蓄基地とか、いろいろな想定があると思うのです。これは白老町にこういうものが必要だというような、そういう基準の中で決められていると思うのですが、その辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 石油の関係とかいろいろな火災によっても違うと思うのですが、この防火衣につきましては、最高基準といえますか、国際的なISOの国際基準がございまして、これに基づいて定められております。どこでも対応できるものということです。油でも、建物でも、全ての火災にです。

○議長（山本浩平君） ほか質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第 6号 定期監査の結果報告について

報告第 7号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第10、報告第6号 定期監査の結果報告について、報告第7号 例

月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件について何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第6号、報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書（平成24年度対象）の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第11、報告第8号 教育行政事業執行状況報告書（平成24年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この内容について、きょう、配付されたものですから、なかなか読み込んでという時間もなかったのですけれども、こういうものはもう少し早目に出していただけないものなのか。その辺だけお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） ただいまのご質問でもう少し早くということですので、次年度からそのように対応したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議運の中で今後整理してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第8号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（山本浩平君） 日程第12、認定第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6議案を一括議題に供します。

本件については、9月12日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会小西秀延委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小西秀延君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

（1）認定第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

（2）認定第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について。

（3）認定第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

（4）報告第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

（5）報告第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

（6）報告第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

平成25年9月10日再開の白老町議会定例会9月会議において本委員会に付託されたので、9月17日から9月19日までの3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

（1）認定第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

①、平成24年度白老町一般会計歳入歳出決算。

②、平成24年度白老町立国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

③、平成24年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

④、平成24年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。

⑤、平成24年度白老町学校給食特別会計歳入歳出決算。

⑥、平成24年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。

⑦、平成24年度白老町墓園造成事業特別会計歳入歳出決算。

- ⑧、平成24年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑨、平成24年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- ⑩、平成24年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2) 認定第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定。

(3) 認定第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。
認定すべきものと決定

(4) 報告第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定

(5) 報告第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定

(6) 報告第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の
提出について。
報告済みとすべきものと決定。

○議長（山本浩平君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告が終わりました。
この委員会報告について何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。
既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直
ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

認定第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成11、反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。
よって、認定第1号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたし

ます。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第1号 平成24年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第2号 平成24年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 平成24年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号、報告第2号及び報告第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号、報告第2号及び報告第3号は、一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第 3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第13、発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議3-2をお開きください。白老町議会会議規則の一部を改正する規則。

白老町議会会議規則の一部を次のように改正する。改正文については、朗読を省略いたします。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

次に、発議3-5、議案説明でございます。地方自治法の一部改正により、地方公共団体の議会の本会議における公聴会、参考人制度の導入が新たに規定されたことにより、本会議において公聴会の開催、参考人の出席等に関する手続規定を追加するとともに、地方自治法の一部改正において一部未整備であった関係条文を整理するため、本規則の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表で説明をいたしたいと思います。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。改正箇所はアンダーラインの部分であります。改正部分について説明をいたします。目次について、公聴会、参考人の目次を追加するものであります。

次に、第9条の改正は、文言の整理であります。

次に、第11条の改正は、法律の引用条文の改正に伴うものであります。

次に、第60条の改正と第2項の追加の改正は、通年議会における会議録の作成のための発言の訂正等の申し出期間を定めるものであります。

次に、第13章の公聴会、第14章の参考人については、新たにその手続きを規定し、手続規定を追加するものであります。

次に、改正前の13章、14章、15章、16章の規定は、改正後、2章ずつ繰り下げ、条文についても7条ずつ繰り下げる改正であります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり、可決されました。

◎承認第 1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第14、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり記念式典、定期総会、研修会等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思います。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第15、意見書案第10号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯がふえた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

記

- 1、世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」づくりを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
- 2、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。
- 3、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限

定の正社員などの多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。

4、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 10 号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第 11 号 JR 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 16、意見書案第 11 号 JR 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4 番、大淵紀夫議員。

〔4 番 大淵紀夫君登壇〕

○4 番（大淵紀夫君） 意見書案第 11 号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

JR 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

JR 北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書（案）

2011 年 5 月に発生した石勝線清風山信号場トンネル内の脱線火災事故をはじめ、一連の重大事故・トラブルにより JR 北海道への信頼は大きく揺らいでいます。

同社は、国土交通省に再発防止策を提出し、その会見で野島社長は「老朽化した車両のメン

テナンスが十分に行われていない問題があった」と不備を認め、整備時間の確保に努めることを表明しています。

同社は、11月から札幌一函館間は事故前の上下22本を18本に、札幌一釧路間は上下14本を12本に減らし、最速130キロで走行する特急の減速運行などを決め、道内交通の大動脈ともいえる鉄道輸送体制がこれまでどおり維持されるのか、多くの道民は不安を感じています。

何より乗客・利用者の命と安全を第一とする公共交通機関として一刻も早い再生を目指し、事故原因の徹底究明と再発防止策を講じ、運行の安全確保に万全を期すことが求められています。

事故原因の究明が進むにつれて、整備や保安分野で技術継承がされていない問題、他社と比べて老朽化が目立ち、電気制御装置がついていない危険なエンジンの改修・更新の必要性など、さまざまな問題が浮上しています。

よって、JR北海道が利用者の信頼を取り戻すために、国に対し以下の対応を強く求めます。

記

- 1、事故原因の徹底究明と事故防止策の作成を急ぎ情報公開を行うこと。
- 2、車両・設備の更新に必要な技術的、財政面の支援と保安分野の強化を図ること。
- 3、車両の検査体制は、積雪寒冷地、長距離運行という北海道の特徴にあわせた内容とし、検査機関の規制緩和は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 JR北海道の重大事故・トラブルの徹底した原因究明と安全運行を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第12号 道州制導入に反対する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第17、意見書案第12号 道州制導入に反対する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

4番、大淵紀夫議員。

[4番 大淵紀夫君登壇]

○4番（大淵紀夫君） 意見書案第12号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

道州制導入に反対する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

道州制導入に反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々白老町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 道州制導入に反対する意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会の所管事務調査の結果報告について

○議長(山本浩平君) 日程第18、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。

[広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇]

○広報広聴常任委員会委員長(氏家裕治君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、調査事項。(1)、分科会、①、産業厚生分科会、胆振水産加工業協同組合との懇談。

(2)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、胆振水産加工業協同組合との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

(2)、小委員会。

小委員会は、議会広報144号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

広報広聴の調査・研究では、8月20日火曜日に平成25年度議会広報研修会に参加し、広報コンサルタント深沢徹氏による、議会広報による求められるものは、「ありのまま・わかりやすく・住民とともに」の講演で感じられた点をいくつか紹介し、報告としたい。

初めに、「政策提案、行政チェックの姿勢」について、議会の独自の調査、研究、視察研修等、政策提言につながる活動は積極的に報道、また行政チェック、検証、追跡の姿勢と企画を持つことが大切であること。

「開かれた議会、議会改革への姿勢」については、議会改革に対する取り組みが住民に理解できるような情報提供と議会と住民の対話集会、アンケートなどの内容を積極的に報道し、住

民からの質問、疑問に積極的に応える企画も必要であること等々について講演が進められた。

白老町議会広報の編集課題についても今後議論しなければならないが、いずれにしても読者の視点に立った編集が必要であり、読者の率直な声と顔の出る常設の企画を持つことも大切になるだろう。また、編集への住民参加（アドバイザー、モニター、写真の公募）を取り入れている議会広報もあることから、「住民とともに作る広報」のあり方も今後議論を深めていきたい。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま広報広聴常任委員会から報告がございましたが、この報告について何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第19、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会におかれましては、調査等よろしく願いをいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務等について、調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会により、現在調査中である所管事務調査、白老町小学校適正配置計画（案）については、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしました通知書のとおり、調査期間の延期について申し出がありました。総務文教常任委員会におかれましては、引き続き調査等よろしく願いをいたします。

次に、皆様のお手元に要望書等8件を配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨といたしたものであり、各議員におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただくことをお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第20、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため9月30日まで休会となっておりますが、この後、休会日を変更して明日21日から明年1月5日までの107日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日21日から明年1月5日までの107日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 松 田 謙 吾

署 名 議 員 西 田 祐 子